



平成五年六月十一日 衆議院会議録第三十三号

みなみまぐろの保存のための条約の締結について承認を求める件外一件 心身障害者対策基本法の一部を改正する法律案

二

なお、両法律案に對し、それぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よつて、日程は追加されました。

みなみまぐろの保存のための条約の締結について承認を求めるの件外一件 心身障害者対策基本法の一部を改正する法律案

商業及び事務所における衛生に関する条約(第百二十号)の締結について承認を求める

の件(參議院送付)

みなみまぐろの保存のための条約(第百二十号)の締結について承認を求めるの件、商業及び事務所における衛生に関する条約(第百二十号)の締結について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長伊藤公介君。

みなみまぐろの保存のための条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

商业及び事務所における衛生に関する条約(第百二十号)の締結について承認を求めるの件及び同報告書

みなみまぐろの保存のための条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

商业及び事務作業に従事する労働者が

事務所における衛生に関する法的枠組みをつくることが検討された結果、本条約は、昭和三十九年七月八日ジーネーブで開催された第四十八回IL

O総会において採択されたものであります。

ILOでは、産業構造の変化に伴い、商業及び

事務所における衛生に関する法的枠組みをつくることが検討された結果、本条約は、昭和三十九年七月八日ジーネーブで開催された第四十八回IL

O総会において採択されたものであります。

本条約は、商業及び事務作業に従事する労働者の健康を確保するため、商業事務所及び労働者が主として事務作業に従事する事業所等における建物の清潔の保持、換気、照明等に関する一般原則及びその実施について定めております。

みなみまぐろ保存条約は、五月十八日外務委員会に付託され、同月二十六日武藤外務大臣から提

案理由の説明を聴取し、ILO百二十号条約は、四月二十六日參議院から送付され、五月十九日武

藤外務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。本六月十一日両件について質疑を行い、引き

続き採決を行いました結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

我が国は、昭和五十七年以来、毎年オーストラリア及びニュージーランドとの間で、みなみまぐろ三国間協議を開催し、ミナミマグロの保存及び管理を図つてまいりました。しかし、近年の漁業資源の保存に対する国際的な関心の高まりを背景に、ミナミマグロの保存及び管理に係る国際的な法的枠組みを設定するため、昭和六十三年四月以来、三国間で協議を重ねてまいりました。その結果、三国間で協議を重ねてまいりました。その結果、最終的合意を見るに至りましたので、本年五月十日キャンベラにおいて三ヵ国政府の代表により本条約の署名が行われました。

本条約は、ミナミマグロの保存及び最適利用を適當な管理を通じて確保するための措置を決定するのみまぐろの保存のための条約の締結について承認を求めるの件

条約加入を奨励するための、また、本条約の目的達成に不利な影響を与える可能性のある非締約国たします。

厚生委員長提出、心身障害者対策基本法の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこ

れを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 魚住汎英君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よつて、日程は追加されました。

○議長(櫻内義雄君) 魚住汎英君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 両件を一括して採決いたしました。

本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

○魚住汎英君 議事日程追加の緊急動議を提出い

の件を改正する法律案

商業及び事務所における衛生に関する条約(第百二十号)の締結について承認を求める

の件(參議院送付)

みなみまぐろの保存のための条約(第百二十号)の締結について承認を求めるの件、商業及び

事務所における衛生に関する条約(第百二十号)の締結について承認を求めるの件及び同報告書

みなみまぐろの保存のための条約(第百二十号)の締結について承認を求めるの件及び同報告書









官 報 (号 外)

本資金においては、従来の林業労働に係る労働災害を防止するために必要な資金に加え、衛生施設を導入するのに必要な資金を因るべき安全林業労働に従事する者を確保するために普及を図るべき福利厚生施設を導入するのに必要な資金を新たに貸付対象とする。

林業後継者等養成資金を再編充て、青年林業者等養成確保資金を創設すること。本資金においては、林業外からの新規参入者等も含め幅広い層に対応し得るよう、貸付対象者の範囲を新規参入者等を含む青年林業者、林業労働に従事する者その他の林業を担うべき者に拡大するとともに、資金内容を拡充して、林業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な林業経営の基礎を形成するのに必要な資金とすること。

貸付金の償還期間を五年以内（林業労働安全部衛生施設資金については七年以内）から十年以内に延長すること。

この法律は、公布の日から施行するものとすること。

議案の可決理由

本案は、最近における林業をめぐる諸情勢の変化に対処して、林業の担い手を幅広く養成確保するための適切な措置であると認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

〔別紙〕

林業改善資金助成法の一部を改正する法律  
案に対する附帯決議

我が国の森林、林業は、国土の保全、水資源の  
かん養、国民の保健休養などの公益的機能を有  
し、木材その他の林産物を持続的に供給する等、  
国民生活の向上を図る上できわめて重要な役割を  
果たしている。こうした役割を一層強化するため  
には、多様で質的に優れた森林を適正に整備して  
いくとともに、定住条件の整備等を進め山村の健  
全な維持・発展を図つていくことが不可欠となっ  
ている。

よつて政府は森林の流域管理システムを確立す  
る方向に即しつつ、林業生産基盤の整備、林業事  
業体の体质強化、森林組合の事業活動の推進、林  
業金融制度の充実、林業従事者の就労条件の改  
善、林業を担うべき者の確保等について格段の努  
力をするとともに、本法の施行に当たつては左記  
事項の実現に努めるべきである。

記

一 林業改善資金の充実を図るため、林業生産の  
動向、資金需要の実態に即応して、貸付けの範  
囲と限度額の拡大、資金枠の確保等本制度の運  
用の改善に努めること。

二 本資金の貸付けに当たつては、林業普及指導  
組織、市町村、森林組合その他の関係機関の連  
携・協力を一層強化し、借受者に対し適切な助  
言、指導が行われるよう努めること。

三 間伐の実施を促進するため、作業道等の生産  
基盤の整備、間伐等育林用機械の開発、流通加工  
工施設の整備、間伐に必要な資金の貸付条件の改  
善などを推進していくとともに、林業経営、林業  
技術に関する研修施設及び研修内容の充実に努  
めること。

四 青年林業者等林業への新規参入者、林業の後  
繼者を確保していくため、林業に対する関心を  
喚起し、就労を働きかける取組み、普及・宣伝活  
動などを推進していくとともに、林業経営、林  
業技術に関する研修施設及び研修内容の充実に努  
めること。

努めるほか、林業事業体等における労働条件の向上に努め、林業への就労の確保を図っていくこと。

六 高性能林業機械の導入を積極的に進めるこことし、林業事業体等に対して安定的な事業量の確保に努め、路網の整備を図っていくとともに、林業労働に従事する者が機械操作の習熟を取り組む体制の整備に努めること。

七 林業労働に従事する者の確保を促進するため、地域における就労の形態に配慮した林業労働環境の整備及び林業労働に係る災害を防止するための安全衛生対策の充実を図ること。

右決議する。

平成五年四月九日

衆議院議長 横内 義雄殿

参議院議長 原 文兵衛

林業等振興資金金融通暫定措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

正する法律

林業等振興資金金融通暫定措置法の一部を改正する法律

法律第五十一号の一部を次のように改正する。

第一条中「国内産木材」を「木材」に改める。

第二条第一項及び第二項中「国内産木材」を「木材」に改め、同条第三項中「するときは」の下、「木材の生産及び流通の合理化に関する事項」五条第一項第三号に掲げる者に係る部分に限るについて関係行政機関の長に協議し、かつをえる。

第五条第一項中「国内産木材」を「木材」に改め、「合理化計画」という。」の下に「であつて生産程の改善、経営管理の合理化その他の事業の経改善に関する措置を内容とするもの」を加え、項第一号中「生産森林組合又は森林組合連合会」

森林組合連合会又はその他の森林所有者(新林法第二条第二項に規定する森林所有者をいう。以下同じ)の組織する団体」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 森林所有者

第五条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」を「第一項又は第二項」と改め、同項を同条第四項とし、同条第二項第二号中「国内産木材」を「木材」と改め、「とするべき」の下に「次に掲げる」を加え、同号に次のよう加える。

イ 第一項の申請に係る合理化計画にあつては、事業の経営改善に関する措置

ロ 前項の申請に係る合理化計画にあつては、木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置

第五条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、その管轄する都道府県の区域内に住所を有する前項各号に掲げる者と次に掲げる者との共同の申請に基づき、これらの者の作成する合理化計画であつて事業の効率化安定的な取引関係の確立による事業規模の拡大その他の木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置を内容とするものが適当である旨の認定をすることができる。

一 前項各号に掲げる者

二 地方公共団体の出資又は拠出に係る法人で地域の林業の振興を図ることを目的とするもの

三 関連業種(その業種に属する事業と木材製造業又は木材卸売業との関連性が高いことその他の政令で定める基準に当該するものとして農林水産省令で定める業種をいう。)に属す





平成五年六月十一日 衆議院会議録第二十三号

一〇

みなみまぐろの保存のための条約の締結について承認を求める件及び同報告書

- 5 委員会は、この条約の目的の達成を促進するため、締約国に対する勧告を決定することができる。
- 6 委員会は、3の規定に基づく措置及び他の規定に基づく勧告を決定する際に、次条2(c)及び(d)に基づく科学委員会の報告及び勧告を十分に考慮する。
- 7 3の規定に基づいて決定されるすべての措置は、締約国を拘束する。
- 8 委員会は、その決定する措置及び勧告をすべての締約国に速やかに通告する。
- 9 委員会は、みなみまぐろの保存及び管理に必要な科学的知識を増進するため並びにこの条約及びこの条約の規定に基づいて採択する措置の効果的な実施を達成するため、できる限り早期にかつ国際法に反することなく、みなみまぐろに関するすべての漁獲の活動の状況を把握する制度を開発する。
- 10 委員会は、その任務の遂行上望ましいと認められる補助機関を設置することができる。

## 第九条

1 締約国は、この条約により委員会の諮問機関として科学委員会を設置する。

2 科学委員会は、次のことを行う。

- (a) みなみまぐろの個体群の状態及び傾向を評価し及び分析すること。
- (b) みなみまぐろに関する調査及び研究を調整すること。
- (c) みなみまぐろ資源の状態及び適当な場合は生態学上関連する種の状態についての所見又は結論（科学委員会における一致した意見、多数の意見及び少数の意見を含む。）を委員会に報告すること。
- (d) 適切な場合には、みなみまぐろの保存、管理及び最適利用に関する事項について、意見の一貫により委員会に勧告すること。
- (e) 委員会によって付託された事項を審議すること。

- 1 委員会は、その決定する条件に基づき、委員会が任命する事務局長及び適当な職員から成る事務局を設置することができる。職員は、事務局長が任命する。
- 2 事務局が設置されるまでの間、委員会の議長は、その所属する政府の中から委員会の書記として行動する職員を指名する。書記は、3に規定する事務局の任務を一年の任期で遂行するものとする。委員会の議長は、委員会の各年次会合において、書記の氏名及び連絡先を締約国に通告する。
- 3 事務局の任務は、委員会が定めるものとし、次のことを含む。
- (a) 委員会の公用通信を発受すること。
- (b) この条約の目的の達成に必要な資料の収集を容易にすること。
- (c) 委員会及び科学委員会のために管理関係の報告その他の報告を作成すること。
- 1 委員会は、年次予算を決定する。
- 2 年次予算に係る各締約国の分担金は、次の方により算定する。

- 3 各締約国の予算の三十九パーセントの額は、すべての締約国間に均等に割り当てる。
- (b) 予算の七十パーセントの額は、みなみまぐろの漁獲量に比例してすべての締約国間に割り当てる。
- 4 科学委員会は、その手続規則を採択し、及び必要に応じて改正する。手続規則及びその改正は、委員会により承認されなければならない。
- 5 (a) 各締約国は、科学委員会の構成国となるものとし、適当な科学上の資格を有する代表を選任する。代表は、代表代理、専門家及び顧問を同伴することができる。
- (b) 科学委員会は、議長及び副議長を選出する。議長及び副議長は、異なる締約国から選出されるものとする。

- 第六十条
- 1 委員会は、その決定する条件に基づき、委員会が任命する事務局長及び適当な職員から成る事務局を設置することができる。職員は、事務局長が任命する。
- 2 事務局が設置されるまでの間、委員会の議長は、その所属する政府の中から委員会の書記として行動する職員を指名する。書記は、3に規定する事務局の任務を一年の任期で遂行するものとする。委員会の議長は、委員会の各年次会合において、書記の氏名及び連絡先を締約国に通告する。
- 3 各締約国は、自國の法令の下で登録された船舶がこの条約の規定又はこの条約の規定に基づいて採択される措置の遵守を回避する目的で登録を移転することを防止するため、適切な手段をとる。
- 4 締約国は、この条約の締約国でない国又は船舶の国民、住民又は船舶によるみなみまぐろの漁獲の活動がこの条約の目的の達成に不利な影響を与える可能性がある場合には、そのような活動を抑止するため、国際法及びそれぞれの国内法に合致する適切な手段をとることについて協力する。
- 第五十二条
- 1 締約国は、委員会が望ましいと認める場合は、この条約の目的の達成を促進するため、いずれかの国この条約への加入を奨励することにつき、相互に協力する。
- 2 各締約国は、自國の法令の下で登録された船舶がこの条約の規定又はこの条約の規定に基づいて採択される措置の遵守を回避する目的で登録を移転することを防止するため、適切な手段をとる。
- 3 各締約国は、自國の法令の下で登録された船舶がこの条約の規定又はこの条約の規定に基づいて採択される措置の遵守を回避する目的で登録を移転することを防止するため、適切な手段をとる。
- 4 締約国は、この条約の締約国でない国又は船舶の国民、住民又は船舶によるみなみまぐろの漁獲の活動がこの条約の目的の達成に不利な影響を与える可能性がある場合には、そのような活動を抑止するため、国際法及びそれぞれの国内法に合致する適切な手段をとることについて協力する。
- 第五十三条
- 1 この条約の解釈又は実施に関して二以上の締約国間に紛争が生じたときは、これらの締約国は、交渉、審査、仲介、調停、仲裁、司法的解決又はこれらの締約国が選択するその他の平和的手段により紛争を解決するため、これらの締約国間で協議する。
- 2 1に規定する紛争で1の規定によって解決されなかつたものは、それぞれの場合にすべての裁判所又は仲裁に付託する。もともと、紛争當

官 報 (号 外)

事国は、国際司法裁判所又は仲裁に付託することについて合意に達することができなかつた場合においても、1に規定する各種の平和的手段

3 改正は、寄託政府がすべての締約国から改正の批准書、受諾書又は承認書を受領した時に、効力を生ずる。

裁判所事務総長が任命する。  
2 仲裁裁判所は、その本部の場所を決定するものとし、また、その手続規則を採択する。

るの保存及び管理を図ってきたが、近年の漁業資源の保存に対する国際的な関心の高まりを背景として、みなみまぐろの保存及び管理に係る枠組みを一層整備することが必要であると認識されるに至った。

3 紛争が仲裁に付託される場合には、仲裁裁判所は、この条約の附属書の定めるところにより構成する。附属書は、この条約の不可分の一部を成す。

1 この条約の原本は、寄託政府であるオーストリア政府に寄託する。寄託政府は、その認証本を他のすべての署名国及び加入国に送付する。

2 この条約は、寄託政府が国際連合憲章第百一一条の規定により登録する。

より行われるものとし、構成員は、投票に際しては、投票権を持つことができない。  
争当事国でないいずれの締約国も、仲裁裁判所の同意を得て仲裁手続に参加することができる。

1 この条約は、オーストラリア、日本国及び  
ニューギーランドによる署名のために開放し  
ておく。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け  
てこの条約に署名した。

6  
べての紛争当事国及び仲裁手続に参加するいたる國も拘束する。これらの國は、直ちにその判断に従うものとする。仲裁裁判所は、一つの仲裁事案又は仲裁手続に参加するいずれかの國の要請により、判断について解釈を行ふ。  
特別な事情のある紛争であることを理由として仲裁裁判所が別段の決定を行う場合を除くことは、仲裁裁判所の経費（その構成員の報酬を含む）

この条約の効力発生後、自國の船舶がみなみまぐろをぐるの漁獲に従事する他の国又はみなみまぐろを自国の排他的經濟水域若しくは漁業水域を通過して回遊する他の沿岸国は、この条約に加入することができる。この条約は、当該他の国又は当該他の沿岸国に対しても、その國の加入書の寄託の口に効力を生ずる。

**十九條** 留保は、この条約のいかなる規定についても付することができない。

いづれの締約国も、この条約から脱退する意を寄託政府に公式に通告した日の後十一箇月での条約から脱退することができる。

第二十一条  
1 いすれの締約国も、この条約の改正をいつでも提案することができる。  
2 三分の一以上の締約国が提案された改正にき協議するための会合を要請する場合には、主託政府は、会合を招集する。

平成五年六月十一日 衆議院会議録第三十二回

みなみまぐろの保存のための条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

まぐろの漁獲活動を抑止することにつき相互に協力すること。

なお、条約の不可分の一部を成す附属書は、仲裁裁判所について定めている。

本条約は、日本、オーストラリア及びニュージーランドの三箇国の三番目の批准書、受諾書又は承認書が寄託された日に効力を生ずることになつている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

## 二 本件の議決理由

本条約の締結により、みなみまぐろの保存及び最適利用が関係国による国際的な管理体制の下で一層効果的に確保されることが期待されるほか、漁業資源の保存に対し国際的な関心が高まりつつある中で、本条約を通じてみなみまぐろの科学的かつ合理的な資源管理を行つてゐることを示すことは、我が國漁業者によるみなみまぐろ漁業の安定的操業の維持を図る上でも重要であり、有意義な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成五年六月十一日

外務委員長 伊藤 公介  
衆議院議長 櫻内 義雄殿

商業及び事務所における衛生に関する条約(第百二十号)の締結について承認を求めるの件について、本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成五年四月二十六日

参議院議長 原 文丘衛  
衆議院議長 櫻内 義雄殿

商業及び事務所における衛生に関する条約(第百二十号)の締結について承認を求めるの件

は一部を適用することが雇用の事情及び条件に照らして不適当である場合にはこの条約の規定の全部又は一部の適用を除外することができる。  
もつとも、その適用の除外は、直接に關係のある使用者団体及び労働者団体が存在するときは、これららの団体と協議した上で行うものとする。

**第三条** ある事業所、団体又は行政機関がこの条約の適用を受けるものであるかないかについて疑いがある場合には、権限のある機関が(関係のある代表的な使用者団体及び労働者団体が存在するときは、これらの団体と協議した上で)これを解決するか、又は国内法及び国内慣行に適合する他の方法によりこれを解決する。

**第四条** 第二部に規定する一般原則の適用を確保するための法令を維持すること。  
**(b)** 千九百六十四年の衛生(商業及び事務所)勧告の規定又はこれと同様の規定を国内事情の下で可能なかつ望ましい限りにおいて実施すること。

**第五条** この条約を実施するための法令及び千九百六十四年の衛生(商業及び事務所)勧告の規定又はこれと同様の規定を国内事情の下で可能なかつ望ましい限りにおいて実施するための法令は、関係のある代表的な使用者団体及び労働者団体が存在するときは、これらの団体と協議した上で、作成する。

**第六条** 前項に規定する法令の効果的な適用を確保するため、適切な監督その他の手段により、適当な措置をとる。

**第七条** この条約を実施する方法として適当な場合に、前条に規定する法令の実施を確保するため、制裁の形で必要な措置をとる。

**第八条** 建物の地下部分又は窓のない建物であつて、作業中に着用しない衣類については、その着替え、保管及び乾燥のための適当な設備を設け、適正に維持する。

**第九条** 作業中に着用しない衣類については、その着替え、保管及び乾燥のための適当な設備を設け、適正に維持する。

**第十一条** 労働者に対するすべての建物においては、事務所、団体及び行政機関

**第十二条** 労働者が使用するすべての建物においては、事務所、団体及び行政機関

**第十三条** 労働者の健康に有害な影響を及ぼさないようなるべく適切な限界を設け、十分かつ適切な洗浄設備及び衛生設備の配置は、

**第十四条** 労働者に対する十分かつ適切な洗浄設備及び衛生設備の設置及び配置は、

**第十五条** 労働者に対する十分かつ適切な洗浄設備及び衛生設備の設置及び配置は、

**第十六条** 建物の地下部分又は窓のない建物であつて、作業中に着用しない衣類については、その着替え、保管及び乾燥のための適当な設備を設け、適正に維持する。



であると認め、本件は承認すべきものと議決し  
右報告する。

平成五年六月十一日

衆議院議長 櫻内 義雄殿

外務委員長 伊藤 公介

心身障害者対策基本法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成五年六月十一日

厚生委員長 浦野 然興

提出者

(定義)

この法律において「障害者」とは、身体障害、精神薄弱又は精神障害(以下「障害」と総称する。)があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

第三条の見出しを「(基本的的理念)」に改め、同条

中「心身障害者」を「障害者」に改め、同条に次の

項を加える。

すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

第四条中「心身障害者の発生を予防し、及び心身障害者」を「障害者」に、「増進し、及び心身障害を予防する」に改める。

第五条中「心身障害者」を「障害者」に改める。

第六条第一項中「心身障害者」を「障害者」に、

「参与するように」を「参加するよう」に改め、同条

第二項中「心身障害者」を「障害者」に改め、同条の

及ぶ障害を予防するに改める。

第五条中「心身障害者」を「障害者」に改める。

(障害者の日)

第六条の二 国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、障害者の日を設ける。

障害者の日は、十二月九日とする。

国及び地方公共団体は、障害者の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならぬ。

第七条中「心身障害者」を「障害者」と、「心身障害」を「障害」に、「連携」を「連携」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第一条 この法律は、障害者のための施策に関する基本的理理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明確化するとともに、障害者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて障害者の自立と社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする。

第一条を次のように改める。

都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「都道府県障害者計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

第三章 心身障害者の福祉に関する基本的施策を「第二章 障害者の福祉に関する基本的施策」を「第二章 障害者計画」という。

市町村は、障害者基本計画(都道府県障害者計画)が策定されているときは、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二条第五項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、中央障害者施策推進協議会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。地方障害者施策推進協議会を設置している市町村が市町村障害者計画を策定する場合においても、同様とする。

政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

都道府県は、都道府県障害者計画を策定したときは、その要旨を公表しなければならない。

第十一条の二 国及び地方公共団体は、障害者がその年齢並びに障害の種別及び程度に応じ、施設の利用により、適切な保護、医療、生活指導その他の指導、機能回復訓練その他の訓練又は授産を受けられるよう必要な施設の決定を求めるなければならない。

都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。地方障害者施策推進協議会を設置している市町村が市町村障害者計画を策定する場合においても、同様とする。

政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

国及び地方公共団体は、障害者の家庭を訪問する等の方法により必要な指導若しくは訓練が行われ、又は日常生活を営むのに必要な便宜が供与されるよう必要な施設を講じなければならない。

他の訓練又は授産を受けられるよう必要な施設の講じなければならない。

都道府県は、都道府県障害者計画を策定したときは、その要旨を公表しなければならない。

第十一条の二 国及び地方公共団体は、前二項に規定する指

導、訓練及び福祉用具の研究及び開発を促進しなければならない。

(年次報告)

第九条 政府は、毎年、国会に、障害者のために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。

第三章 心身障害者の福祉に関する基本的施策を「第二章 障害者の福祉に関する基本的施策」を「第二章 障害者計画」という。

都道府県は、都道府県障害者計画を策定するよう努めなければならない。

第十条の見出し中「保護等」を削り、同条第一項中「心身障害者が」を「障害者」に、「行ない、及び心身障害者」を「障害者」に、「前二項」を「前一項」に改め、「指導、訓練及び補装具その他の用具」を削り、同項を同条第二項とし、同条の次に次の二条を加える。

(施設への入所 在宅障害者への支援等)

第十一条の二 国及び地方公共団体は、障害者がその年齢並びに障害の種別及び程度に応じ、施設の利用により必要な指導若しくは訓練が行われ、又は日常生活を営むのに必要な便宜が供与されるよう必要な施設を講じなければならない。

他の訓練又は授産を受けられるよう必要な施設の講じなければならない。

都道府県は、都道府県障害者計画を策定したときは、その要旨を公表しなければならない。

第十一条の二 国及び地方公共団体は、前二項に規定する指

導、訓練及び福祉用具の研究及び開発を促進しなければならない。



「障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者」に、「連絡調整に関する」を「連絡調整を要する事項の調査審議に関する」に改める。

(総理府設置法の一部改正)

4 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号の次に次の二号を加える。

二の二 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第七条の二第四項の規定に基づき、障害者のための施策に関する基本的な計画の案を作成すること。

理由

障害者を取り巻く社会経済情勢の変化等に対応し、障害者の自立と社会参加の一層の促進を図るために、障害者に関する基本的理念を定めるとともに、障害者の日常生活及び障害者のための施策に関する基本的な計画に関する規定を設けることとするほか、雇用の促進、公共的施設の利用、情報の利用その他の障害者のための施策の基本となる事項に関する規定、障害者施策推進協議会に関する規定等について所要の改正を行うこと等障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。